



十 十 十  
二 一 一  
発  
行  
価  
格

額面金額百円につき百円三厘  
年〇・七パーセント  
平成二十年七月十五日を支払期  
とし、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う（以下、  
次号及び第十四号において規定  
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十  
三  
第  
二  
期  
以  
後  
の  
利  
子

毎年一月十五日及び七月十五日  
を支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六箇月に属する

十 十 十 十  
七 六 五 四  
償還  
償還  
元利  
払込  
払込  
期日

償還期限  
平成二十二年一月十五日  
額面金額百円につき百円  
日本銀行  
平成二十年一月十五日